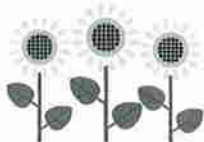


第55回「社会を明るくする運動」西伯郡研究大会開催!

毎年7月を強調月間として「社会を明るくする運動」が全国的に展開されます。この運動はすべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人々の更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとするものです。

当日は、「青少年問題と地域の役割」と題して倉吉児童相談所長 松村久氏による講演のほか名和中学校吹奏楽部による演奏が行われます。多くの方々のご参加をお待ちしております。

- 日時 7月11日(月)
午後1時30分から午後4時20分まで
- 会場 大山町保健福祉センターなわ



賃金制度診断事業の対象企業を募集します

賃金制度の整備・改善のための方法を提供いたします。

- 対象 中小企業経営者の方で、現在、自社の賃金制度についてお悩みの方
- 内容 賃金制度診断（事業所訪問）
自社の賃金制度の現状と問題点把握
- 費用 無料
- 申込期限 7月1日（金）～8月1日（月）
定数（5社程度）になり次第締切ります
*選定されました企業には詳細に通知します
- 問い合わせ先 (社)全国労働基準関係団体連合会 鳥取県支部
TEL 0859-52-7301
FAX 0857-52-7311

保険料を納めるのが困難なときは…

国民年金には保険料が免除・納付猶予になる制度があります

全額免除制度

保険料（月額13,580円）が全額免除されます

半額免除制度

保険料の半額（月額6,790円）が免除され、残りの半額（月額6,790円）を納めます

若年者納付猶予制度

20歳代の方は、本人（配偶者を含む）の所得が一定以下の場合、保険料納付が猶予されます

- 免除の適用を受けるためには、申請が必要です。また、前年の所得を確認する必要があるため、1年（7月～翌年6月）ごとに申請が必要です。
- 全額免除・半額免除の対象となる所得（収入）の額は、世帯の構成等により異なります。
- 承認された期間中に万が一の事故や病気で障害が残った時でも、一定の納付要件を満たしていれば「障害基礎年金」が受けられます。
- 免除された期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます（追納制度）。追納されますと、その期間は減額されない年金を受け取ることができます。（追納額：2年以上経過した場合、保険料に一定の加算金がかかります。）
- 免除された場合の年金額は、全額納付したときに受け取る年金額に比べて、全額免除は3分の1、半額免除は3分の2に減額されます。
- 若年者納付猶予制度で猶予された期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映しません（カラ期間）。
- 本人か配偶者か世帯主の失業により保険料を納付することが困難と認められる時は、申請免除の対象となります。雇用保険被保険者離職票が、受給資格者証の写しが必要です。

〔問い合わせ先〕 本庁 住民生活課（TEL：0859-54-5210）
大山支所 住民課（TEL：0859-53-3156）
中山支所 住民課（TEL：0858-58-6114）